

国保制度改革に伴う今後の条例制定等について

1 国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例（案）・・・・・・・・・・ 2

(1) 概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正（平成 27 年 5 月 29 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関し必要な事項を定める。

ア 普通交付金の交付

市町村による療養の給付等に要する費用に応じて交付する。

イ 特別交付金の交付

各市町村における次の事情等に応じて財政の調整を行うため交付する。

- (ア) 市町村における災害その他特別の事情（国特別調整交付金分）
- (イ) 市町村が行う被保険者の健康の保持増進等に係る取組（保険者努力支援制度交付金分）
- (ウ) 市町村による特定健康診査等に要する費用（特定健康診査等負担金分）
- (エ) 市町村における財政の状況その他の事情（都道府県繰入金分）

(2) 施行予定期日（公布予定期日）

平成 30 年 4 月 1 日（平成 30 年 3 月 27 日）

2 愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（案）・・・・・・・・・・ 2

(1) 概要

国民健康保険法施行令の一部改正（平成 29 年 10 月 12 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める。

- ア 被保険者を代表する委員 3 人
- イ 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 3 人
- ウ 公益を代表する委員 3 人
- エ 被用者保険等保険者を代表する委員 2 人

(2) 施行予定期日（公布予定期日）

平成 30 年 4 月 1 日（平成 30 年 3 月 27 日）

3 国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（案）・・・・・・・・・・ 3

(1) 概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正（平成 27 年 5 月 29 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、国民健康保険財政安定化基金の運営に関し必要な事項を定める。

ア 基金事業交付金を交付する特別の事情

- (ア) 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと
- (イ) 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下等、地域の産業に影響を与える特別な事情が生じたこと
- (ウ) (ア) 及び (イ) に類する事情が生じたこと

イ 財政安定化基金拠出金の徴収

基金事業交付金の交付を受けた市町村から財政安定化基金拠出金を徴収する。ただし、全ての市町村の合意がある場合は、全ての市町村から財政安定化基金拠出金を徴収することができる。

(2) 施行予定期日（公布予定期日）

平成 30 年 4 月 1 日（平成 30 年 3 月 27 日）

《参考》制定済の条例

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例・・・・・・・・・・ 4

(1) 概要

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律による国民健康保険法の一部改正（平成 27 年 5 月 29 日公布、平成 30 年 4 月 1 日施行）に伴い、国民健康保険事業費納付金の徴収に関し必要な事項を定める。

市町村から徴収する国民健康保険事業費納付金の額を算定するに当たって必要な数値等を定める。

(2) 施行期日（公布日）

平成 30 年 4 月 1 日（平成 29 年 12 月 22 日）

国民健康保険保険給付費等交付金の交付に関する条例（案）

- 1 国民健康保険保険給付費等交付金（県が市町村に対して交付する国民健康保険法（昭和三十二年法律第九十二号。以下「法」という。）第七十五条の二第一項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。以下「交付金」という。）のうち、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）第六条第一項の普通交付金は、毎年度、市町村に対し、当該市町村による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用に応じ、知事が別に定めるところにより交付する。
- 2 交付金のうち、令第六条第一項の特別交付金（以下「特別交付金」という。）は、毎年度、市町村に対し、次に掲げる額の合算額を、知事が別に定めるところにより交付する。
 - 一 令第六条第六項第一号、第二号、第四号及び第五号に掲げる額の合算額
 - 二 法第七十二条の二第一項の規定による繰入金（知事が別に定めるところにより、当該市町村における財政の状況その他の事情に応じた特別交付金の交付に充てられる部分に限る。）の額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
（国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の廃止）
- 2 国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例（平成十七年愛知県条例第八十三号）は、廃止する。
（国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の廃止に伴う経過措置）
- 3 前項の規定による廃止前の国民健康保険財政調整交付金の交付に関する条例の規定による平成二十九年度分の国民健康保険財政調整交付金の交付については、なお従前の例による。

愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数を定める条例（案）

国民健康保険法施行令（昭和三十二年政令第三百六十二号）第三条第五項の規定に基づく愛知県国民健康保険運営協議会の委員の定数は、次の各号に掲げる委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 被保険者を代表する委員 三人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 三人
- 三 公益を代表する委員 三人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 二人

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例の一部を改正する条例（案）

国民健康保険財政安定化基金条例（平成二十八年愛知県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

（趣旨）

第一条 この条例は、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）第十七条第一項、第二十二條第一項及び第二十三條の規定に基づき、国民健康保険財政安定化基金（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第八十一条の二第一項の財政安定化基金をいう。以下「基金」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

第三条を削り、第四条を第三条とする。

第五条中「知事は、」の下に「法第八十一条の二第一項各号に掲げる事業を行うのに支障が生じない範囲内で」を加え、同条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（基金事業交付金の交付に係る特別の事情）

第五条 令第十七条第一項の条例で定める特別の事情は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 被保険者の大多数が災害により著しい損害を受けたこと。
- 二 企業の倒産、主要な生産物の価格の著しい低下その他の地域の産業に影響を与える特別の事情が生じたこと。
- 三 その他前二号に類する被保険者の生活に影響を与える事情が生じたこと。

第六条を次のように改める。

（財政安定化基金拠出金）

第六条 法第八十一条の二第四項に規定する財政安定化基金拠出金は、知事が別に定めるところにより、当該財政安定化基金拠出金に係る基金事業交付金（令第十七条第一項に規定する基金事業交付金をいう。）の交付を受けた市町村から徴収するものとする。ただし、全ての市町村の合意がある場合においては、全ての市町村から徴収することができる。

附則第二項を次のように改める。

2 第四条の規定の適用については、平成三十年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間、同条中「事業」とあるのは、「事業及び法の規定による保険料（地方税法（昭和三十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）の水準の著しい上昇の抑制その他国民健康保険事業の健全な運営の確保のための資金を市町村に交付する事業」とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

国民健康保険財政安定化基金条例

平成二十八年三月十五日

愛知県条例第一号

（設置）

第一条 持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第六条第一項の規定により、国民健康保険の財政の安定化を図るために必要な財源を確保するため、国民健康保険財政安定化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（基金への繰入れ）

第三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、全て基金に繰り入れなければならない。

（運用）

第四条 基金は、銀行その他の金融機関への預金その他確実な方法により運用しなければならない。

（繰替運用等）

第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

（処分）

第六条 基金は、国民健康保険の財政の安定化を図るための財源に充てるときに限り、処分することができる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 基金は、平成三十年三月三十一日までの間は、第六条の規定にかかわらず、処分することができない。

国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例

平成二十九年十二月二十二日
愛知県条例第四十一号

(趣旨)

第一条 この条例は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号。以下「法」という。）第七十五条の七第一項の規定に基づき、国民健康保険事業費納付金（県が市町村から徴収する同項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下同じ。）の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(国民健康保険事業費納付金の徴収)

第二条 国民健康保険事業費納付金は、年度ごとに、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号。以下「令」という。）、国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令（平成二十九年厚生労働省令第百十一号）及びこの条例で定めるところにより算定した額を、規則で定めるところにより、市町村から徴収する。

(医療費指数反映係数)

第三条 令第九条第一項第二号イの医療費指数反映係数を定めるに当たっては、各市町村に係る令第八条第一号の一般納付金基礎額に当該市町村に係る同項第二号ロの年齢調整後医療費指数の多寡が反映されるようにするものとし、各市町村における法の規定による保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。以下「保険料」という。）の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

(年齢調整後医療費指数)

第四条 令第九条第一項第二号ロの年齢調整後医療費指数は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第四項第一号に掲げる値とする。

(一般納付金所得係数)

第五条 令第九条第一項第三号イ(1)の一般納付金所得係数を定めるに当たっては、令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第五項第一号に掲げる額を令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第五項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

(一般納付金所得等割合)

第六条 令第九条第一項第三号イ(2)の一般納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第九条第六項第一号に掲げる数とする。

(一般納付金被保険者数等割合)

第七条 令第九条第一項第三号ロの一般納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第七項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金所得係数)

第八条 令第十条第一項第二号イ(1)の後期高齢者支援金等納付金所得係数を定めるに当たっては、令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第三項第一号に掲げる額を令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第三項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

(後期高齢者支援金等納付金所得等割合)

第九条 令第十条第一項第二号イ(2)の後期高齢者支援金等納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る令附則第四条第一項の規定により読み替えられた令第十条第四項第一号に掲げる数とする。

(後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合)

第十条 令第十条第一項第二号ロの後期高齢者支援金等納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金納付金所得係数)

第十一条 令第十一条第一項第二号イ(1)の介護納付金納付金所得係数を定めるに当たっては、同条第三項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数を基準とし、各市町村における保険料の急激な増加が抑制されるよう配慮することができるものとする。

(介護納付金納付金所得等割合)

第十二条 令第十一条第一項第二号イ(2)の介護納付金納付金所得等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第四項第一号に掲げる数とする。

(介護納付金賦課被保険者数等割合)

第十三条 令第十一条第一項第二号ロの介護納付金賦課被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同条第五項第一号に掲げる数とする。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。